# 清水都市計画区域の整備、開発及び保全の方針/新旧対照表

I. 都市計画の目標

## 1. 基本的事項

## (1)目標年次

この方針では、清水都市計画区域(以下「本区域」という。)について、将来の姿を 展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を<u>令和12年(2030年)</u>の姿として策定 する。

【新】

#### (2) 範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

清水都市計画区域	<u>市 町 名</u>	範 囲	規模
清水都市計画区域	清 水 町	行政区域の一部	約 <u>1,607</u> ha

#### 2. 都市づくりの基本理念

本区域は、十勝連携地域の西部に位置し、道路は南北に国道38号、東西に<u>国道</u>274号 が縦横断し、北海道横断自動車道<u>十勝</u>清水インターチェンジが<u>設置</u>されている等、交通の要衝となっている。

産業については、市街地の東側を流れる十勝川流域の肥沃な土地を背景とした農業と 酪農業を基幹産業として発展し、市街地は、ペケレベツ川流域の平野部を中心に形成されてきた。

しかしながら近年は、少子高齢化と人口減少が進展していく中で、安全・安心で快適 な生活環境の実現のため、市街地に必要な機能を集積するコンパクトで人にやさしいま ちづくりを進めていくことが課題となっている。

本区域では、これまでの町の歩みを十分に踏まえ自然・産業・文化等を継承しつつ、有する資源や可能性を十分踏まえ、独自性のあるまちづくりを進めるため「みんなで活き生き 豊かさ育むまち とかちしみず」をまちの将来像とし、まちづくりの目標として次の5つを掲げている。

- ・自然と共生する安全で快適なまちづくり
- 誰もが健康で思いやりのあふれるまちづくり
- ・新しい時代を担う人材を育むまちづくり
- ・町の資源を活かした活力あるまちづくり
- みんなで創る協働のまちづくり

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や 少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活 用を促進することにより、<u>都市の防災性の向上が図られ、</u>様々な都市機能がコンパクト に集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を I. 都市計画の目標

#### 1. 基本的事項

## (1)目標年次

都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を<u>平成32</u>年の姿として策定する。

※区域マスの表現の統一 ※目標年次の修正

【変更理由】

#### (2)範 囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

区 分	市町村名	範 囲	規模
清水都市計画区域	清水町	行政区域の一部	約 <u>1,597</u> ha

※区域マスの表現の統一 ※測量精度の高度化による修正

### 2. 都市づくりの基本理念

### (1)都市の現状と課題

清水町は、十勝連携地域の西部に位置し、道路は南北に国道38号、東西に274号が 縦横断し、北海道横断自動車道清水インターチェンジが供用されているなど、交通の 要衝となっている。

市街地はペケレベツ川流域の平野部を中心に形成されてきた。

産業については、市街地の東側を流れる十勝川流域の肥沃な土地を背景とした農業と酪農業を基幹産業として発展してきた。

しかしながら近年は、人口の減少や少子高齢化の進行に加え、モータリゼーションの進展により、商業環境が大きく変化しており、大規模小売店舗の進出や店舗規模の拡大、コンビニエンスストアなど沿道型商業施設の進出、戸別配送販売や通信販売の台頭などにより、商業環境は厳しさを増している。また中心市街地においては、購買力の低下や後継者の不足などによる商店の廃業が進んでおり、活性化が課題となっている。

※区域マスの表現の統一 ※区域マスの表現の精査

※区域マスの表現の精査

※第5期清水町総合計画 (2010年策定) P18 による修正

## (2)都市づくりの基本理念

清水町では、これまでの町の歩みを十分に踏まえ自然・産業・文化等を継承しつつ、有する資源や可能性を十分踏まえ、独自性のあるまちづくりを進めるため「自然と心が響き合うまち 清水」をまちづくりの将来像とし、まちづくりの基本目標・方向性として次の5つを掲げている。

- ・豊かな自然と共生した森と水の郷づくりの推進
- ・誰もが健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進
- 一人ひとりがいきいきと輝く創造性豊かなまちづくりの推進
- ・新たな時代に対応した産業のまちづくりの推進
- みんなで創る協働のまちづくりの推進

本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。

※区域マスの表現の統一

※第5期清水町総合計画 (2010年策定) P21 による修正

※第5期清水町総合計画 (2010年策定) P23 ~24による修正

※道の都市計画の基本的な考え方による追記

新	【旧】	【変更理由】
目指す。		
II. 区域区分の <u>決定の</u> 有無	Ⅱ. 区域区分の有無	※区域マスの表現の統一
1. 区域区分の有無 本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。 現在、人口は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。 一方、世帯数については横ばい傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。 これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、	本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、 <u>都市近郊</u> の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。 現在、人口は減少の傾向を示し、産業については大幅な変動のない状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。 一方、世帯数については増加の傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業との健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。 これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域	※区域マスの表現の精査 ※区域マスの表現の精査 ※状況の変化による修正
図域区分は定めないこととする。  Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針  1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針  (1) 主要用途の配置の方針  本区域では、根室本線十勝清水駅を中心に都市化が進み、日勝峠の開通以降は十勝の玄関口として役割を果たし、交通網と連動した計画的な市街地の整備が進められてきた。 しかしながら、近年は居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地等の増加による商業業務機能の衰退や賑わいの喪失及び産業構造の転換による工場や社宅の跡地等未利用地の散在が課題となっている。 このため、本区域では、都市をとりまく環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地及び工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。	図分は定めないこととする。  Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針  1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 (1) 主要用途の配置の方針  本区域の中心市街地においては、居住人口の減少や少子高齢化に伴うコミュニティの衰退、空き店舗・空き地などの増加による商業業務機能の衰退、賑わいの喪失などが課題となっており、中心市街地の機能の回復が求められる。 また、産業構造の転換により、既存市街地においては工場跡地などの未利用地が散見される状況にある。 このため本区域においては、人口の減少、少子高齢化社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全・快適でありながら環境に配慮した「森と水の郷づくり」、「コンパクトなまちづくり」、さらには、低炭素型都市構造への転換を目指し、本区域における住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。	※区域マスの表現の精査
<ul> <li>① 住宅地</li> <li>・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。</li> <li>・一般住宅地は、商業業務地の周囲に配置し、比較的小規模な店舗等の立地を許容しながら、良好な住環境の形成及び保全を図る。</li> <li>・専用住宅地は、市街地の北西及び南東の縁辺部に配置し、中密度の専用住宅地として周辺の田園環境や自然環境と調和した良好な住環境の形成を図る。</li> </ul>	<ul> <li>① 住宅地</li> <li>・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。</li> <li>・専用住宅地は、市街地の北西及び南東の縁辺部に配置し、中密度の専用住宅地として周辺の田園環境や自然環境と調和した良好な住環境の形成を図る。</li> <li>・一般住宅地は商業業務地の周囲に配置し、比較的小規模な店舗等の立地を許容しながら、良好な住環境の形成及び保全を図る。</li> </ul>	※区域マスの表現の統一 ※表示順字の入れ替え
<ul><li>② 商業業務地</li><li>・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。</li><li>・中心商業業務地は、JR十勝清水駅前に配置し、商業施設及び業務施設の集積を積極的に進めるとともに、駅隣接の複合交流施設との回遊の促進によるまちの活</li></ul>	<ul><li>② 商業業務地</li><li>・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。</li><li>・中心商業業務地は、JR+勝清水駅前に配置し、商業施設及び業務施設の集積を積極的に進めるとともに、駅隣接の複合交流施設との回遊の促進によるまちの活</li></ul>	

Files		Foliated I. N
新	(旧)	【変更理由】
性化を図る。 ・沿道商業業務地は、 <u>3・3・1</u> 号清見通(国道38号)の沿道の一部に配置し、 <u>周辺環境との調和に配慮した</u> 沿道サービス系施設の立地による利便性の向上を図る。	性化を図る。 ・沿道商業業務地は、 <u>3・3・1</u> 号清見通 <u>線</u> (国道 38 号)の沿道の一部に配置し、沿道サービス系施設の立地による利便性の向上を図る。	※区域マスの表現の精査
<ul> <li>3 工業・流通業務地         <ul> <li>本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。</li> <li>専用工業地は、市街地の北側及び南側の縁辺部に配置し、農畜産物加工業を中心とした大規模工場による工業土地利用を図る。</li> <li>一般工業地は、3・3・1号清見通(国道38号)沿道に配置し、交通利便性の高さを生かした沿道型工業施設や事業所等の立地を図る。</li> <li>流通業務地は、JR+勝清水駅周辺に配置し、周辺の住宅地の住環境等に配慮した軽工業施設や倉庫等の流通関連施設の立地を図る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>3 工業・流通業務地         <ul> <li>本区域の工業・流通業務地は、専用工業地、一般工業地及び流通業務地で構成する。</li> <li>専用工業地は、市街地の北側及び南側の縁辺部に配置し、農畜産物加工業を中心とした大規模工場による工業土地利用を図る。</li> <li>3・3・1 号清見通線(国道38号)沿道には一般工業地を配置し、交通利便性の高さを生かした沿道型工業施設や事業所等の立地を図る。</li> </ul> </li> <li>JR十勝清水駅周辺には、一般工業地及び流通業務地を配置し、周辺の住宅地の住環境等に配慮した軽工業施設や倉庫等の流通関連施設の立地を図る。</li> </ul>	※区域マスの表現の統一 ※区域マスの表現の統一
④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 工業系用途地域に指定されている南清水地区の一部では、工業機能の移転に伴い、 沿道サービス系及び住居系への転用が進みつつあることから、今後の土地利用の動向 を見極めながら、必要に応じて周辺住環境に配慮した適切な土地利用が図られるため の用途転換を検討する。	(2) 土地利用の方針 ① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針 ・3・3・1号清見通線(国道38号)と3・3・2号南4条通線(国道274号)の交差 部の工業地の一部は、木材工場の廃業等により未利用地となっていることから、 周辺の沿道市街地と一体的に、交通利便性の高さを生かした土地利用への転換を図る。	※区域マスの表現の統一 ※状況の変化による修正
(2) 市街地の土地利用の方針 ① 居住環境の改善又は維持に関する方針 老朽化が進んでいる公営住宅団地については、計画的な建て替えを進めるととも に、まちなかへの住み替えの誘導を検討し、子育て世代を含む多様な世帯が混在で きる公営住宅を整備することで、良好な住環境の改善を図る。	② 居住環境の改善又は維持に関する方針	※区域マスの表現の統一 ※第5期清水町総合計画(2010年策定)P35 による修正
② 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 ・環境保全、レクリエーション、防災及び景観等の各機能を踏まえた緑地の整備を適宜図るとともに自然景観に優れた清水公園は、都市内外からの利用を視野に入れた施設及び風致の維持を進める。 ・ペケレベツ川周辺や工場敷地周辺の緩衝緑地のような良好な都市内の緑地の維持を図る。	③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針 ・環境保全、レクリエーション、防災、景観など、各機能を踏まえた緑地の整備を適宜図るとともに自然景観に優れた清水公園は、都市内外からの利用を視野に入れた施設及び風致の維持を進める。 ・ペケレベツ川周辺や工場敷地周辺の緩衝緑地のような良好な都市内の緑地の維持を図る。	
(3) その他の土地利用の方針 ① 優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域のうち、集団的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として <u>用途地域拡大の対象とはしない。</u>	④ 優良な農地との健全な調和に関する方針  ・本区域のうち、集団的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。	※区域マスの表現の統一 ※区域マスの表現の精査

Filer	T/oX	Februarium I N
(新)		【変更理由】
② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。	<ul><li>⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</li><li>・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</li></ul>	
また、気候変動により増大する水災害リスクに対して、まちづくりにおける防災 配慮について検討する。		※2016年の水災害による修正
・既成市街地において災害発生の可能性のある地域については、地域防災計画に基づき、災害時の避難誘導等を迅速に行い、災害の防止に努める。		※道の都市計画の基本的な考え方による追 記
③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・防風保安林については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。 ・その他豊かな自然環境を有する清水公園及びペケレベツ川については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。	(6) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 ・基本的に市街地の拡大を抑制し、農地や緑地を保全することで、自然環境形成の観点からの必要な保全を図る。	※道の都市計画の基本的な考え方による修 正
④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	② 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	※区域マスの表現の統一
・現況が優良な農地である東清水地区及び西清水地区について、農業振興地域農用地域農用	・ <u>用途地域に隣接する西清水地区の用途白地地域では、住宅地としての土地利用が</u> 進んでいる状況にあることから、農林業との調整を図った上で、隣接する用途地	※道の都市計画の基本的な考え方による修 正
地区域への編入を視野に入れた用途地域の縮小を検討する。 ・用途地域の指定のない区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐた	進んでいる状況にあることから、晨休業との調整を図った上で、隣接する用述型 域と一体的に用途地域を定め、土地利用の整序を図る一方、周辺の用途白地地域	正 ※区域マスの表現の精査
め、特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。	については、特定用途制限地域を定め、無秩序な市街地の拡大を抑制する。	☆  ○域 * ハリスグリ/相互
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	
(1)交通施設	(1)交通施設	
① 基本方針	① 基本方針	
a 交通体系の整備の方針	a 交通体系の整備の方針	VC4-202704*
本区域は、十勝連携地域の西部に位置する地方中小都市であり、今後も広域的	清水町は、十勝連携地域の西部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内	※区域マスの表現の精査
な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交 通体系の形成を図る。	道路網の重要性は変わらないものと考えられる。 このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交	
連件ポッポルを図る。 -	<u>このため</u> 仏域的な父祖に配慮した父祖体系の形成を進めるとともに、都市的父 通にも対応した交通体系の形成を図る。	
交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、	通にも対応した父通体宗の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、	
交通地級の金浦は、別学性、大適性のはが、女生性で現場との調和を考慮し、 各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進める	交通地級の登論は、別学性、大適性のはが、女主性で現場との調和を考慮し、 各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めると	
とともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通	ともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通	※区域マスの表現の精査
体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。	体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討	から3、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1
HAVE TO STANDARD TO SHALL THE TOP TO SEE TO SUCCESSION OF THE SECOND SEC	を進める。	
また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化並びに多様化して	また、社会情勢の変化や道央方面への北海道横断自動車道の延伸とともに、都	※状況の変化による修正
いることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の	市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の	W (02 - 50)2. 3.3 (5 - 2)
交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討	考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させ	
する。		
これらの考え <u>のもと</u> に、基本方針は次のとおり <u>と</u> する。	これらの考えを基に、基本方針を次のとおり設定する。	※区域マスの表現の精査
・都市間や空港 <u>及び</u> 港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワー	・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワーク	
クの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。	の形成を図り、アクセス道路の整備を進める。	
・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる。	・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格とな	
る都市内道路網の形成を進める。	る都市内道路網の形成を進める。	
・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通の	・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通の	

【新】	【旧】	【変更理由】
ネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や 交通結節点の整備を進める。  b 整備水準の目標	ネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。 ・道央圏と道東圏を結ぶ交通の要衝地であることから、利便性はもとより景観に配慮した施設整備を進める。	※状況の変化による削除
交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って <u>必要な路線の道路機能確保に努め、</u> 当面 <u>の整備水準は以下のとおり</u> とする。	全偏水年の目標	※区域マスの表現の精査
平成 27 年 (2015 年)     令和 12 年 (2030 年)       (基準年)     (目標年)       幹線街路網密度     1. 16 km/km²     1. 16 km/km²	年     次     平成 17 年(基準年)     平成 32 年(目標年)       幹線街路網密度     1. 16 km/km²     2. 39 km/km²	※区域マスの表現の統一 ※状況の変化による修正
② 主要な施設の配置の方針 a 道 路 ・北海道横断自動車道が市街地の南西部を通過していることから、アクセス機能の強化を検討する。 ・3・3・1号清見通線(国道38号)及び3・3・2号南4条通線(国道274号)を都市の骨格となる道路とする。 ・3・4・5号神居鉄南通線(一般道道北清水清水線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。	<ul> <li>② 主要な施設の配置の方針</li> <li>a 道路</li> <li>・北海道横断自動車道が市街地の南西部を通過していることから、アクセス機能の強化を検討する。</li> <li>・3・3・1 号清見通線(国道38号)、3・3・2 号南4条通線(国道274号)を都市の骨格となる道路とする。</li> <li>・3・4・5 号神居鉄南通線(一般道道北清水清水線)、及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。</li> </ul>	
b交通結節点等3・4・3号本通線(町道清水本通道路)にJR根室本線十勝清水駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。		※区域マスの表現の統一による追加
	3 主要な施設の整備目標 a 道 路 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりである。 ・3・3・1号清見通線(国道38号)の整備促進 ・3・3・2号南4条通線(国道274号)の整備促進	※状況の変化による削除
(2) 下水道及び河川 ① 基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 市街地の環境保全と快適な生活環境のための下水道整備と防災事業としての河川の整備・管理を図るとともに、河川と親しめる場として、流域の生態系や景観等に配慮した整備を進めていく。 ア 下水道	(2) 下水道及び河川 ① 基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 市街地の環境保全と快適な生活環境のための下水道整備と、防災事業としての河川の整備・管理を図るとともに、河川と親しめる場として、流域の生態系や景観等に配慮した整備を進めていく。 ア 下水道	<b>ツに付って</b> の幸田の棒木
都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。	・生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図 <u>り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資す</u> るため、下水道整備を促進する。	※区域マスの表現の精査

新	【旧】	【変更理由】
イ 河 川 流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計 画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境に配慮しつつ、 防災と親水を目的として河川 <u>及び</u> 水辺空間の整備に努める。	<ul> <li>イ 河 川         <ul> <li>自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。</li> </ul> </li> </ul>	※区域マスの表現の精査
b 整備水準の目標 ア 下水道 本区域の下水道普及率は、平成 27 年 (2015 年) で 54.9%であり、今後も市 街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。 イ 河 川 河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮し た河川の整備に努める。	b 整備水準の目標 ア 下水道	※区域マスの表現の精査、年次による修正 ※区域マスの表現の精査
② 主要な施設の配置の方針 a 下水道 清水公共下水道については、下水管渠を確保し、東清水地区に処理場を適切に 配置する。	② 主要な施設の配置の方針 a 下水道  ・生活雑排水や産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら清水公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。	※区域マスの表現の統一
b 河 川 ペケレベツ川 <u>を主とする</u> 河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川及び水辺空間の整備に努める。	b 河 川  -ペケレベツ川 <u>などの</u> 河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、 親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、必要な治水対策など に努める。	※区域マスの表現の精査
③ 主要な施設の整備目標 おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。 ・市街地内の下水道未整備地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・ペケレベツ川の災害に係る復旧事業により、河道の拡幅及び掘削を行い、今後の災害防止を図る。	③ 主要な施設の整備目標  a 下水道  ・市街地の未整備区域の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道 施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。	※区域マスの表現の統一 ※区域マスの表現の精査 ※状況の変化による追加
(3) その他の都市施設	<ul><li>(3) その他の都市施設</li><li>① 基本方針</li><li>a 廃棄物処理施設</li></ul>	※区域マスの表現の統一
ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する 計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。	・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、清水町において定める「一般廃棄物処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。	※区域マスの表現の精査

(1) 品			
(1) 基本方針	V// I	N/C/A	
主い態と、市市地解和の日流山部から連2を日建物が開発を使えないこと。 本が期の目で特別を残るというでは、海流の企・レクリエーション、が以、対 機関の及びその他が構造がなら合かに不開せれ、かっ、様とオープンスペースのメット ワークの形像でコンパンとは、こと、高流の企・レクリエーション、が以、対 機関の及びその他が構造が場合がに不開せれ、かっ、様とオープンスペースのメット ワークの形像でコンパンとは、サーランで、の、地とオープンスペースのメット ワークの形像でコンパンとは、サーランで、の、地とオープンスペースのメット ウークの形像でコンパンとは、サーランで、の、は、オープンスペースのメット ウークの形像でコンパンとは、サーランで、の、は、オープンスペースのメット ウークの形像でエンパンとは、大きまりく、10世紀でより、から、様とオープンスペースのメット 全を行い、は独全体の直面が置き付き。  ・ 理想を全発が ・ 理想を全を表現他として、無常的か生息・生育地学の機能を有している情 不公産を企業できる。			※区域マスの表現の統一
川の川に常用が上生が直接が減少所参れた。」及び金額に適応が避えれている。 本が地の希面に認か現実で養きえた上で、南京原生、レクリエーション、防災、禁 総需放及びその他の機能が含合物に発展されたかっ、様とオープンスペースのネット ジェンクの形象でエング)となまらて、りに対比するように耐地の原価、再整個又は保 を代か、通路を発放 画力の音をとる影響として、調理物の生き、生育地等の機能を有している情 水公園を発酵 一般地系化との配置対針 画力の音ととる影響として、調理物の生き、生育地等の機能を有している情 水公園を通常する。 D レクリエーション活動に対象するともして、海区分間、清水中央 公園及と有野の図を施設するともして、通知物がなレクリエーション活動に対象する機能として、伊区分間、清水中央 公園及と有野の図を施設するともして、通知物がなレクリエーション活動の大力を必要を必要を持たの表面。物能を図る こととし、神水の部となの理能、規定と類が関連にないである。 ・ 特別のとして、関連会を取るである。 D サクリエーション活動に対象するともして、通水の水の電ので表面、物能を図る。 ・ 特別のよりエージョン系数。 日常部がなどクリエーション活動に対象するともして、通水の水の電のがある。 ・ 特別のよりとして、地域の水の電のがある。 ・ 特別の表面に関連を関連して、日本の水の電のがある。 ・ 大いたのよりとを取るである。 ・ 特別であるというであると、対象での場合を表でする。 ・ 大いたのよりとないたとないまないたとないとないとないまないないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	–	(1) = 17321	
本が成の離市環境や異似を観音を大上で、環境祭金、レクリエーション、防災、最 期帯改成がその他の機能が終め的に実際され、カー、設全・エフンスペースのネット ワークの形成やコンツトなもかでりに対応するように動態の環境、再態値文は保 全を行い、健産会体の海上流並を図る。  (2) 緑地の配置の方針  ② 競技条金 施 ※正文型を企画を対する。  1 の数性系統ととの配置方針  ② 技術を全 施工の管路とかる記憶として、動植物の生息・生育理学の機能を有している情 水交型を正明との場合を記憶として、動植物の生息・生育理学の機能を有している情 水交型を可可能となどおける場合として、現実を の構成とレアリエーション系動、国産が可能とからな記し、機能を対している。 を構なレクリエーション活動、財産が自かの発生を発生の記憶を対してもである。 ・ 特殊なレクリエーション活動、財産が自かの理じ、野産の企業ととして、機能である。 ・ 特殊なレクリエーション活動、財産が自かの発生を対象の。 ・ を持なレクリエーション活動、財産が自かの連び、関連やの高い支流な、関連やの高い支流な、関連をの高い支流な、関係を図る。 ・ 自然生態を上して、甲状全体の利用に供している原水公園を設置する。 ・ 性なが悪して、甲状治の手に対している原水公園を対象で、 ・ ととし、清水公園として、甲状全体の利用に供している原水公園を促進する。 ・ 財産が起いまする場合のよりに対しても発酵の表した。 ・ 地位の部に対しているの形成に対象を ・ 地位の部については、足赤命化を図りたがに対象更新を行う。  ※送めが以計画(2018 年前2) 資料編 P2 による修正  ② コンパクトなまらなど、ひを使めるため、区域中の全国情報や地の返れに関かるまし、 ・ 地位の部に対しているの形成に対して、対象の原本が対象を ・ は、大口域や学の生命情象で、これの変化が対して、特別の海に関かるまし、 が正の部に対している。 ※道の部に計画の基本が内な考え方によるが などしている。 ※道の部に計画の基本が内な考え方によるが などの大いの異体の都計画制度の方針  ・ 地位の部に対しているの表し、 ※道の部に計画の基本が内な考え方によるが などのであると、 に対したの影とを を記しているの表し、 ※道の部に計画の基本が内な考え方によるが などのであると、 によるを などのであると、 によるを などのであるとなどのである。 になるを などのであるとなる。 によるを などのであるとなる。 によるを などのであると、 によるを などのであるとなる。 になるを などのであるとなる。 によるを などのであると、 によるを などのであるとなる。 によるを などのであるとなる。 になるを などのであるとなる。 になるを などのであるとなる。 になるを などのであるとなる。 になるを などのであるとなる。 になるとなる。 になるとなる。 になるとなる。 などのであるとなる。 になるとなる。 に			※区域マスの表現の精査
世語は必要とで、他の機能が総合的に発展され、かつ、種とセーブンスペースのネット ワークの教授をごからいたもかくりに対応するように凝細の窓像、再緊備又は保 全を行え、健性や体の選手型機を包含。  (2) 緑地の配置の方針 ① 競技系統との程度方針	·		
□ クータの形成やコンハントとまらべくりに対応するように対地の整編、再整編又は存金を行い、静能や体の直直電影を図る。  (2) 静地の配置の方針  ① 特地系統ことの配気方針  ② 理域を多額  前かの格となる結婚として、動植物の生息・生育影等の機能を有している清水公園を配置する。  b レクリエーション系統  直常開始などクリエーション活動が場や、1度度、火災等の乗災害発生物の  直常開始などクリエーション活動がよりエーション活動が出来、1度度、火災等の乗災害発生物の  一時間がよりリエーション活動が出来などして、機能となる。  一時間における指定業金運搬場所として、情な公園、清水中央公園及び有明公園を設置する。  ② 防災系統  強生的素拠及の第市のシンボルとなる特能として、清水中央公園及び有明公園を設置する。  ② フンパケトなまちろくりを診めるため、区域かの公園等診断の適田不同を進める。  主た、人口域や多から生命が発生の大力を終めるため、区域から公園等診断の適田不同を進める。  主た、人口域や多から生命が発生の大力を終めるため、区域から公園等診断の適田不同を進める。  主た、人口域や多から生命が発生の大力を持続として、清水小園、有明公園及び持事とないまるから、区域やの公園等診断が影中の利度性とより有効となるよりに発電する。  ② フンパケトなまちろくりを診めるため、区域から公園等診断の適田不同を進める。  主た、人口域や多から生物を大力に大力に対した対地の高田で園を実現する。  ② フンパケトなまちろくりを認めるため、区域から必要等診断が影中の利度性とより有効となるよりに発電する。  ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針  ※回路のより具体の単布計画制度の方針  ※回路のより、日本のから、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のかを公園、最地などの都市施設・運動のため、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからない、対地の外を交換  ※回路のより、日本のかを公園、最地などの都市施設・運動のため、対地の外を交換  ※回路のより、日本のからないのよりにある。  ※回路のより、日本のからないのよりに対しませませます。  ※通路のよりに対しませます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しませます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対します。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のより、日本のないのよりに対しますます。  ※回路のよりに対しますます。  ※回路のよりに対しますますます。  ※回路のよりに対しますますます。  ※回路のよりに対しますますますますます。  ※回路のよりに対しますますますますますますますますますますますますますますますますますますます			
② 2 ま態の各種の高作動質を図る。  (2) 緑地の配置の方針 ① 接触を経述されて運力 ② 直数度を結構 一直常生が高として、動植物の生息・生育排等の機能を有している済 水公園を相関する。 ② 上クリエーション系統 日常側的なレクリエーション活動に対向する最適として、動植物の生息・生育排等の機能を有している済 水公園を相関する。 ② 上クリエーション系統 日常側的なレクリエーション活動に対向する最適として、通な公園、済水中央 公園なが和学園を全観するともに、選求側的とクリエーション活動に対向する最適として、相談公園、清水中央 公園なが和学園を全観するともに、選求側的とクリエーション活動に対向する最適に対向する最適に対向する最適に対して自じている済水公園、最適性の直に小配園、整備を図る。 ことし、清水公園では関連の変更が、見がなり根拠の変更がで育いるから水を制かく利用に供している清水公園を置する。 ② 西外の上が中が出た自じ、海水中央公園及び有別公園を置する。 ② コンパクトをまちずくりに対応する最適の配置方針 コンパクトをまちずくりに対応する最適の配置方針 コンパクトをまちずくりに対応する最適の配置方針 コンパクトをまちずくりに対応する最適の配置方針 コンパクトをまちずくりに対応する最適の配置方針 コンパクトをまちが、日本間の上では、東京			
(2) 無地の配置の方針 ① 排泄系統ととの配置方針 ② 環境保全系統 ② 加中が性となる指標として、緊痛物の生息・生育總等の機能を有している情 水公園を記まする。 b レクリエーション系統 ① 自労国を企りフェーション活動・現金などとして機能しての場合として、後年の公園、清水中央 公園及び有別公園を配置する。 b レクリエーション系統 ② 自労国やなどとして、関本国的などクリエーション活動に対対しておりませるが、表現のでは、整備を図る。 ② 自労国・に対する指定策急爆撃場所として、清水中央公園及び有別公園を配置する。 ② 自労組織を定義	77777	週上に印息し、金鵬木主に分める。	
<ul> <li>① 静地系統二との配置方針         <ul> <li>直 強複奏を系統</li></ul></li></ul>	主で117、 柳の巴土中の河道工具に置て「凶る。		
■ 理境保全系統 船小の存格となる緑地として、動植物の生息・生育地等の機能を有している液 水温感を配置する。  D レクリエーション系統  E 密観的なレクリエーション活動に対対する緑地として、街区公園、清水中央 公園及び有野公園を配置するとともに、選手総的なレクリエーション活動に対対する緑地として、町区全体の利用に供している液水公園を配置する。  C 防災系統  地震率における指定緊急接触場所として、清水公園を配置する。  D 景観構成系統  選上負別観及び第中のシンボルとなる緑地として、清水公園を配置する。  D 景観構成系統  選上負別観及び第中のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。  D 実践れたなの見味の部様に表ける指定緊急接触の配置方針  コンパシトなまちづくりを認めるため、区域の少公園等接地の適正配置を進める。 主た、人口酸シ字の小を含情勢マーニの文質(に対比と上経験の適正を置き支援)する観点の。  D 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地における緑地の適正な保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地におりる緑地の道正な保全及で飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地におりる緑地の道正な保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地におりる緑地の道正な保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地におりる緑地の海正な保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  部市地におりる緑地の海に振って、(海秋中保全及び飛化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、  第200年市計画をあるため、  第400年市計画制度の方針  ※近原マスの表現の特定  ※区域マスの表現の特定  ※区域、スの表現の特定  ※区域マスの表現の特定  ※区域マスの表現の特定  ※区域マスの表現の特定  ※区域マスの表現の特定  ※近路として、「緑地の保全及 の表示地面、 風域地区な	(2) 緑地の配置の方針	(2) 主要な緑地の配置の方針	※区域マスの表現の統一
<ul> <li>一般が発となる緑地として、動植物の生息・生育地等の機能を有している液水の温を置する。</li> <li>上のリエーション系統</li> <li>上のリエーション系統</li> <li>上の別サーン・ション活動に対処する緑地として、街区公園、済水中央公園及び有明公園を配置するとともに、漫末側的なレクリエーション活動に対処する砂地として、町区全体の利用に供している清水公園を配置する。</li> <li>・ 防災系統</li> <li>上の野災系統</li> <li>・ 防災系統</li> <li>連歩率における情に緊急避難場所として、清水中央公園及び有明公園を配置する。</li> <li>・ 関連系における情に緊急避難場所として、清水中央公園及び有明公園を配置する。</li> <li>・ 関連系における情に緊急避難場所として、清水中央公園及び有明公園を配置する。</li> <li>・ 関連系における情に緊急避難場所として、清水中央公園を配置する。</li> <li>・ 関連系における情に緊急避難場所として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。</li> <li>・ 理がり発養及び悪市のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。</li> <li>・ 理がりたまちづくりに対応する緑地の配置方針</li> <li>コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針</li> <li>コンパクトなまちづくりで他のおより、区域内の公園等緑地の適正配置を表現する観点から。区域内の公園等緑地の適正などまらよりに配置する。</li> <li>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針・</li> <li>・ 減少の水の具体の都市計画制度の方針・</li> <li>・ 減少の水の温等緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を構まえて、必要なものを公園等緑地の協定に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を構まえて、必要なものを公園等緑地の協定に関する基本計画」という。)などの策定に努めるため、緑地の保全及び緑化の搭地に関する基本計画 (以下「緑の基本計画」という。)などの東定に努めるため、緑地の保全及び緑化の搭地に関する基本計画 (以下「緑の基本計画」という。)などの東定に努めるため、緑地の保全及び緑化の搭地に関する基本計画ととものと公園、緑地などの都市施設、風致地区などとして被当まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの第二施設、風致地区などとではまえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの都上施設、風致地区ないの都上施設、風致地区などとして、一般の基本計画を図えるとして、一般の表表が関する基本計画を図えるとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関する基本が関する基本が関するとして、一般の表表が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本が関する基本を関するとして、一般の表表が関する基本が関する基本が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関するとして、一般の表表が関する基本が関するとして、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表示が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表述を表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の表表が、一般の</li></ul>	① 緑地系統ごとの配置方針	・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘	
<ul> <li>水公園を配置する。</li> <li>● レクリエーション系統 日常園的なたとりリエーション活動に対処する緑地として、梅区公園、清水中央 公園及び有明公園を配置するとともに、週末間的なレクリエーション活動に対処する緑地として、梅区公園、浸地皮や物性を生かした多彩な公園、浸地皮や物性を生かした多彩な公園、浸地皮や沙面をで見ている。 ・ 自然性に富んだ緑地や風扱の維持、良好な景観が成に質する緑地の保全に努める。 ・ 心からあれた影響を表す。ときに、週末間的なレクリエーション活動に対処する影響を開かる。 ・ 自然性に富んだ緑地や風扱の維持、良好な景観が成に質する緑地の保全に努める。 ・ 心からあれた影響を表すとから、図りながら改築更新を行う。     </li> <li></li></ul>	a 環境保全系統	案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や、地震、火災等の諸災害発生時の	
	都市の骨格となる緑地として、動植物の生息・生育地等の機能を有している清	一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。	
B レクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園、清水中央 公園及び有明公園を配置するとともに、選末側的なレクリエーション活動に対処する緑地として、町民全体の利用に供している清水公園を配置する。  C 防災系統 地震時における指定緊急避難場所として、清水公園を配置する。  D 防災系統 地震時における指定緊急避難場所として、清水公園、有明公園を配置する。  E MR と MR を	水公園を配置する。	<ul><li>・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都</li></ul>	
日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、徳永公園、清水中央 公園及び有明公園を配置するとともに、週末園的なレクリエーション活動に対処する緑地として、町氏合体の利用に供している清水公園を配置する。			
<ul> <li>○ 防災系統         <ul> <li>地震時における指定緊急避難場所として、消水中央公園及び有明公園を配置する。</li> <li>・ 医存公園については、長寿命化を図りながら改薬更新を行う。</li> </ul> </li> <li>② 最親構成系統         <ul> <li>番上的景観及び都市のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。</li> </ul> </li> <li>② コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等納地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やモニズの変化と対応した緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やモニズの変化と対応した緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やモニズの変化と対応した緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やモニズの変化と対応した緑地の適正配置を進めると表し、というの公園等終地が都市計画制度の方針         <ul> <li>都市設計る緑地の適正な保全及び繋化の推進を終合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及で繋化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区としての資本に努める。</li> <li>・緑の保全、創出に関する基本計画」という。)などの策定に努める。・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風波地区な、・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風波地区な、・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風波地区な</li> </ul> </li> </ul>	<u> </u>		
する緑地として、町民全体の利用に供している清水公園を配置する。  © 防災系統 地震時間に対ける指定緊急遊離場所として、清水中央公園及び有明公園を配置する。 ・既存公園については、長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・既存公園については、長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・既存公園については、長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・ では、ことを正しまる修正  ※地域防災計画(2018 年策定)資料編 P22 による修正  ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針 コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針 コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針 また、上市波や多の社会計券やニーースの変化と対応した実施しる適能の適面を置きま現する観点から。区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 都市における緑地の適正な保全及で緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、福市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及で緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設へ地域地 区として定める。 ・ 後の基本計画 以下「緑の基本計画」という。)などの策定に努める。 ・ 徐の基本計画をどを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な		7.77	
□	9 分称地として、町氏主体の作用に供している個が公園を配置する。		
地震時における指定緊急避難場所として、清水中央公園及び有明公園を配置する。   全 景観構成系統   郷土的景観及び都市のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。   ② コンパタトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化と対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。   (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針   郷市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。   (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針   ※区域マスの表現の精査   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域マスの表現の構造   ※区域で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	c 防災系統	・既仔公園については、反寿明化を図りなから以楽史材を行う。	
			※####################################
□ 景観構成系統  ※出的景観及び都市のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。  ② コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を終合的かつ計画的に進めるため、 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を終合的かつ計画的に進めるため、 都市総地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設へ地域地 区として定める。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設へ地域地 区として定める。 ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な			
<ul> <li>郷土的景観及び都市のシンボルとなる緑地として、清水公園、有明公園及び清水中央公園を配置する。</li> <li>② コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。</li> <li>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針         都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設で地域地区として定める。</li> <li>(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針         <ul> <li>・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」という。) などの策定に努める。</li> <li>・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な</li> </ul> </li> </ul>			(C& 2) DIL
水中央公園を配置する。  ② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針 コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。 ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な			
② コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。			
コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  ※返域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査	水中央公園を配置する。		
コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  ※返域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査  ※区域マスの表現の精査	② コンパクトなまちづく りに対応する緑地の配置方針		
また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地区として定める。  (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針  ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」以下「緑の基本計画」という。)などの策定に努める。  ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な	<u> </u>		
(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針			加
(3) 美規の728の344の都市計画制度の方針	る観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。		
(3) 美規の728の344の都市計画制度の方針		(2) 実現のための具体の初末計画制度の大学	
新市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、 都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を 検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の都市施設や地域地 区として定める。  「ジ緑化の推進に関する基本計画」という。)などの策定に努め る。 ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区な	The state of the s		≫区域マスの表現の特本
<u>都印線地法の規定に基づく「</u> 線で地の保全及の線化の推進に関する基本計画」の東止 <u>を</u> <u>検討するとともに、各種計画等</u> を踏まえ <u>て</u> 、必要なものを公園 <u>等の</u> 都市施設 <u>や</u> 地域地 区として定める。 <u>る。</u> <u>・緑の基本計画など</u> を踏まえ、必要なものを公園 <u>、緑地などの</u> 都市施設 <u>、風致地区な</u>			小ビンス、ハックなウUック作目.
<u>検討するとともに、各種計画等を踏まえて、必要なものを公園等の</u> 都市施設 <u>へ</u> 地域地 区として定める。 - <u>緑の基本計画など</u> を踏まえ、必要なものを公園 <u>、緑地などの</u> 都市施設 <u>、風致地区な</u>			
	<u> </u>		